

(注六) 注三に同じ

(注七) 渥美かをる「延慶本平家物語に見る山王神道の押し出し」(『軍

記物語と説話』昭和五四年五月)

本稿は『鹿児島県立短期大学紀要』第三〇号に発表したもの(注一)の
続稿であるが、改稿する次第となつたので、本誌に投ずるものである。

以上のことから、まず『平家物語』における天照大神は、清盛を中心とする平氏や頼朝を中心とする源氏が共に国家的規模で、国王を巻き添えにして動いているということを照らし出す働きをしていると言えるのではないか。

次ぎに、三本共に見られるわけではない例を本毎に数えあげると次のようになる。

諸本	用語	天照大神	伊勢神宮
延慶本	一二箇所	七箇所	
『源平盛衰記』	二五箇所	一七箇所	
覚一本	九箇所	五箇所	

(注) 「天神」等は「天照大神」に、「伊勢」等は「伊勢神宮」にそれぞれ入れて数えた。

筆者は「天照大神の用例で、覚一本は延慶本に劣らないのである。(中略) 覚一本、延慶本の詞章数をあわせ考えれば、覚一本と延慶本の用例数が変わらない」ということは軽視すべきではない。つまり、覚一本は、ただ重複を避けただけでなく、天照大神信仰を強く反映し、かつ、宣伝していると見なされるのである^(注六)と述べたことがある。この言葉を脳裏に置きながら、各本について気付いたことを次に記していく。

延慶本では、(A丁)①と(C丁)①が注目される。二(A丁)①については渥美かをる氏が「『山王事』ではこの神は天竺から飛来し、天照大神と対面あり、大神が我は日本國の地主也と仰せられたとある。従つて延慶本に作意

が認められる。」と説かれている。「地主權現十禪師」との関係で注目される。二(C丁)①については「未幼クオワシマセハ善惡ノ政ヲ行給ワス何ノ御罪ニ依テカ百王鎮護ノ御誓ニ漏サセ給ヘキ 今カ、ル御事ニ成セ給ヌル事併ラ我等カ累葉一門万人ヲ輕シメ朝家ヲ忽緒シ奉雅意ニ任テ自昇進ニ驕故也」と、「天照大神」への「クタ」きから、一気に「我等カ累葉一門」の「悪行」を安徳天皇の崩御の原因として把握するところが印象的である。内容上は、『源平盛衰記』の二B丁^②などに相似たものがあるのであるが、書き方として「平家滅事」の描写の中でこの主題が語られる点、印象的である。

『源平盛衰記』、覚一本圏では、二B乙と三B丁^①を特徴としてあげることができる。これらによつて、前述のように、この圏では天照大神が「国王」と関らない領域に信仰を広げていると認められる。そして、この傾向は覚一本よりも『源平盛衰記』が更に進んでいるのである。

筆者は先の書を改めて、『源平盛衰記』、覚一本圏が天照大神信仰の広がりを反映し、同時に宣伝していると言いたい。

(注二) 『鹿児島県立短期大学紀要』第三〇号 所収

(注二) 『平家物語』上 三四三頁頭注二三(日本古典文学大系 32)

(注三) 拙稿「延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』、覚一本『平家物語』における泰山府君」(『語文研究』四八号 所収)

(注四) 注一に同じ

(注五) 『平家物語』下 三四四頁頭注六、及び、四五九頁補注四(日本

「即」あり ⑦鳥トナリテ ⑧「給ヌ」あり ⑨申ハ此御事也 ⑩「御廟ハ御墓塚トテ今ニアリ」あり ⑪ハ ⑫なし ⑬納ラレス

(注)『源平盛衰記』を本文にして延慶本の校異を後に記した。猶

お、前稿の二においてはこの種の注記を欠いてしまったので次に記しておきたい。Bにおいては『源平盛衰記』を本文に

して覚一本の校異を後に記している。又、Cにおいては延慶本を本文にして覚一本の校異を後に記している。

(丙)の例、賊軍鎮圧の祈願(報賽)の典例である。

一(丁)の例、「中宮御産」の祈願である。「御神馬をひかる」、「社」が延慶本の八から、覚一本の七十余まで差が著しい。「大神宮岩清水より嚴嶋まで」という表現には「国王」と平氏の一体化がさりげなく示されているのである。

二A(丁)の例は、前稿一(丁)の例の続きの部分にある。覚一本は「いけとりのゑひす」を天皇へ献したとしている。「草薙の劍を天神にかへしまいらせ」たとしない点において、延慶本、覚一本が一致している。『源平盛衰記』は一度伊勢神宮へ返されたあと、熱田神宮へ移されたという説をとつたのである。

延慶本、『源平盛衰記』、覚一本の三本に共通する例(一)において、

四

天照大神の性格を整理してみると、

(あ)後白河上皇に關つて 三例 (甲)①、(甲)②、(甲)③

(い)安徳天皇に關つて 二例 (甲)③、(乙)

(う)賊軍追討のために 三例 (丙)①、(丙)②、(丙)③

(え)中宮の御産のために 一例 (丁)⑥

(お)国王の祖として 二例 (丁)①、(丁)④

のようになる。(あ)の項は全て「臣下」清盛の「國主」後白河への加害が背景になつてゐる。従つて、これらは一方で国王の守護を、もう一方で、天

照大神の責めによる平家の滅亡を示すことになろう。猶お、ここでは、(特に甲)①、(甲)②において天照大神は単独では使われていず、正八幡宮及びその他の神といつしょになつて、はたらくものとみなされている。(い)の項は共に平家一門の言動に関つてゐる。従つてこれらは平家一門にとつて安徳天皇を奉じているかぎり国王擁護の立場がとれたことを示すと共に、天照大神が一門の願いを納れなかつたことを示すことにもなろう。天照大神は言動の表面を通過するだけである。そこには、平家一門と天照大神の乖離がある。猶お、この例も共に天照大神と正八幡宮が対になつてゐる。(う)の項は、追討されるものに二種類がある。このことは、朝廷が結局独立の立場を取れず、平氏、源氏に流されていることを示すことになろう。猶お、

この例は全て「太神宮」となつてゐる(単独でもある)。(お)の例は、「天照太神の御子孫」が登場人物の心理上の中心になつてゐることを示すものであろう。

覚一本だけにみられる記事は右の三例である。

①の例、延慶本・『源平盛衰記』共に「石清水賀茂ヲ始奉テ」としてよ

り具体的に神社名をあげるが、伊勢神宮はあげられていない。ここは一(丁)

の例と同じく「中宮御産」の祈願である。「太神宮」を第一のものとして（しかも、具体的神社名としてはこれだけ）示す覚一本は国王の祈願ということを明確に示したものと言えよう。

②の例、「天をもて父とし地をもて母とさだめ給へ」という言葉は延慶

本・『源平盛衰記』共にもつてている。この例、表現は一(甲)③における延慶

本・『源平盛衰記』のそれに一致するので、覚一本独特のものではない。

③の例、延慶本・『源平盛衰記』には該当部がない。「面白」という語の起原に至るところ『古語拾遺』に一致する^(注五)ので、そのあたりからとりいれたものであろう。

補 遺

天照大神の用例を右のように一、二、三に分類しながらあげてきたのであるが、脱落があるので、次に補つて示したい。

(丙) 国軍援助

①又さま／＼の御祈有ける中に同十一月に始て②大神宮へ行幸あり 今
度その例と聞けり (卷第二十 地)

(校異) ①此御祈ニ同十一月乙酉 (延)・ナシ (覚) ②「伊勢」あり

(丁) その他

(校異) 神馬ヲ被引事大神宮石清水ヲ初奉テ嚴嶋ニ至マテ二十三社也

十 地

(延)・なを伊勢より始て安藝の嚴嶋にいたるまで七十余ヶ所

へ神馬を立らる (覚)

(注) 例に付した記号は前稿からの通しである。猶お、(丙)④は前稿(丙)

⑤の続きなので同じ記号とした。又、(丁)⑥は前稿二A(丁)⑦の訂正である。

二

A 源平盛衰記と延慶本で共通するもの

(丁) その他

⑧いけとりのゑひす并に草薙の劔を天神にかへしまいらせて御弟の武彦尊を御つかひにて天皇にそうし申させ給けり ⑨倭武尊終に崩御し給御とし三十⑩白鶴と變して西をさして飛なり ⑪さぬきの國白鳥明神とあらはれ給 ⑫草薙劔を天神より尾張國熱田社にあつけをかる

(卷第四十四 地 地)

(校異) ①共ヲハ伊勢大神宮へ献り給我彦ヲ都へ献給テ ②③なし

④尊ハ尾張國へ還給テ御器所ト云所ニテ葬シ ⑤なし ⑥

(延) ③なりけるとかや (覚) ④今度モ (延)・ナシ (覚)
(5)トソ聞ヘシ (延・覚)

(丁)の例も延慶本・覺一本共に該当部がない。「本朝守護の兵具」の送り主である。

(丁)の例、「拔丸」説話は延慶本にあるが、それは、忠盛の手にはいつてからのことと、「木枯」と名づけられた由来のことは記さない。ここにおける天照大神は「いやしくまつしき男」を「家とみ身ゆたかに」した福徳神に外ならない。前稿において、筆者は「天照大神は（中略）源平盛衰記・覺一本圏では、天皇と関りなしの延命神に進出しているのである。天皇への関りからいえば、覺一本よりも源平盛衰記が薄い」と述べた。本稿のこの例は『源平盛衰記』の天照大神が「國王」と関らない領域に信仰をひろげている、もう一つの証拠である。

(丁)の例、延慶本・覺一本共に該当部がない。ここには二箇所出ているが、その前者は一(甲)の「わか君は天孫四十九世の正統人王八十一代の御門太政法皇の御孫高倉院后腹第一の皇子にてわたらせ給へハ伊勢太神宮入かハらせ給」に一致している。天皇に天照大神が「入かハ」という思想の下では当然に生まれる疑問であろう。その間にに対する解釈に関するのが後者である。この天照大神は日嗣を決定するものとしてのそれに外ならない。「天照太神の御計をもしらす」「押て位につけ奉」つたという解釈によつて、安徳天皇の崩御は「故清盛入道」の悪行を浮きあがらせることになつている。「平家の悪行君に返し」は天照大神の怒りをそこについた表現に外ならないだろう。

(丁)の例も延慶本・覺一本共に該当部がない。しかし、内容上は、一(甲)

④や一(丁)と関りをもつものと考えられる。中でも（「我御かたちをミセ奉らん」という表現だけなので）その後者に近いかと考えられる。

(丁)の例、（中略）以前の二箇所は一(丁)に一致する。（中略）以後は、編著者の注記に外ならない。

(丁)の例、延慶本・覺一本共に該当部がない。「鏡壘來格之報賽」と「宝劍可歸之請祈」のために伊勢神宮への公卿の勅使が可と論じられているところである。「寶鏡」に関する箇所は一(甲)の例や「善為防護者」という言葉から甲(國王守護)の項に通じるものであろう（ただし、ここでは「寶鏡」にしばられていて、天照大神は背景になつてている）。

C 覚一本だけにみられる記事

(丁) その他

①神社は太神宮を始め奉て二十餘ヶ所佛事は東大寺興福寺以下十六ヶ所に御誦經あり（卷第三 地）

②天をもて父とし地をもて母とさせだめ給へ 御命は方士東方朔が齡をたもち御心には天照太神入かはらせ給へ（卷第三 会話 重盛）

③さて天照大神天の岩戸にとちこもらせ給ひて天下くらやみとなたりしに八百万代の神たち神あつまりにあつまで岩戸の口にて御神樂をし給ひければ天照大神感にたえさせ給はず岩戸をほそめにひらき見給ふに互にかほのしろく見えけるより面白といふ詞ははじまりける

とぞうけ給はる（卷第十一 地 地）。

(甲)の例、延慶本に「法皇をなやまし奉」つたことが平家滅亡の原因として挙げられているが、これはそれを詳しく解説したものということがで

きよう。「天照太神正八幡宮以下六十余州の大小の神祇」に近い表現は一(甲)・(乙)の二例だが、表現の類似という点でも延慶本に近い(覚一本には「以下」の部分が共にない)のである。

(丁)の例、延慶本・覚一本共に該当する部分がない。これらは「日本はこれ神國也」という思想を解説したもので、天照大神と天児屋根尊の連携に日本の政治体制の原形をみているのである。そして、そのような「神國」觀から、(甲)では平家独占への批判が、(乙)では降雨の要請がなされているのである。『源平盛衰記』は延慶本・覚一本よりも「神國」思想を踏まえている記事が多いといえるだろう。

(丁)の例、延慶本・覚一本共に後白河法皇が「怨をハ恩をもつて報せられぬ返々も重盛か心の中こそ恥しけれ」と感嘆したところまでは記すが、「小松の内府より先たて、丸か命をめし給へ」という言葉はない。この言葉は「貞臣」重盛への最上の讃め言葉と言つてよく、その意味では「恥しい」「重盛か心」を強調したものとみなせるであろう。しかし、「小松の内府より先たて、」の表現はそれだけにとどまらず、清盛・重盛の対照を鮮明にする効果をあげているのである。『源平盛衰記』には清盛・重盛の対照を強調する傾きもありそうである。猶お、この天照大神は表現が先述(三)の「以下」をもつそれであり、内容も裏返された国王守護とみなせるので、あるいは(甲) 国王守護の項に入れた方がより適当かもしれ

ない。

(丁)の例、延慶本に漠然と「神明」とあるのが具体化されたものとみなされる。表現は前記のものに近く、その意味では(甲) 国王守護の項があまりそうであるが、文脈としては、「平家を亡すこと、「帝位にもつかせ給へき」ことが中心となつてるので、(丙) 国軍援助、或は、二B(丁)の日嗣決定などの要素がより強いのかと考えさせられる。

(丁)の例、延慶本・覚一本共に該当部がない。ただし、「太神宮」と靈劍との関りは既に(丁)にみられるし、更に、後述の(丙)・(丁)にもみられる。源平盛衰記は靈劍の「太神宮」に特徴があると言えそうである。

(丁)の例、延慶本・覚一本共「座上の人」を八幡大菩薩とする。八幡大菩薩は「源氏の守護神」である。ここにみられるすれば、「座上の人」が「劍を取て故義朝か子息前右兵衛権佐頼朝に預をくへし」と命じたことの解釈に関っているようである。『源平盛衰記』は「座上の人」という位置から、「赤衣の官人」としての赤山大明神を召し使つて(注)いることもこれに劣らない理由だろう)彼を天照大神と考えたものであろう。

(丁)の例、延慶本・覚一本共に該当部がない。ここには、二箇所出ているが、その前者において天照大神は「大佛尊」の位置にある神として示されている。これは、前述の「座上の人」から天照大神と判断する傾向に通じるものである。その後者は、仮側に対して神側を代表する神として示されている。「本地」が仮側にあるとする思想が、「我遇難遇之大願」という言葉に反映しているとみてよいだろう。

是天照大神の冥恩なりと思けれど昼夜身をはなたす（中略）扱こそうし家とみ身ゆたかにして弥太神宮の御利生と思しりけり（卷

第四十 地、心内語 猿師、心内語 猿師、内容

（乙）先帝ハ人皇八十代の帝高倉院の后立の皇子にましませハ天照太神も

定て入替らせ給 正八幡宮も必守護し奉るらむにいかにかくハ申け

り（中略）此帝高倉院の后立の皇子と申ながら故清盛入道天照太神

の御計をもしらす高倉院の御患もましまさぬに御位退奉り押て位に

つけ奉て其身帝祖といはれ摄政関白に非して恣に天下をとり行君を

も臣をも蔑如し諸寺仏閣焼拂上下男女多亡しかは人の歎き神のいか

り末の露もとのしつくにかへる様に平家の悪行君に返し天地の心に

も違し冥慮のめくミにもそむくにあり（卷第四十三 会話 人、

会話 「是をきく人」

（丙）かの燧と申ハ天照太神百王の末のみかとまで我御かたちをミせ奉ら

んとてミつから御か、みにうつさせ給ひけるに始の鑄損しのか、み

は紀伊國日前宮に御座す（卷第四十四 地）

（丁）其後此劍をみかと取給ひて天照太神に奉る 景行天皇の御宇に倭武

尊東夷降伏の時天照太神よりいつきの宮の御つかひにて此劍を給は

てくたり給ひしにいふき山のすそに臥長一丈の大蛇となてこの劍を

とらんとす（中略）疑崇神天皇御宇に新鏡新劍をうつして本をは大

神宮にをくらるゝといへり しかれハ壇浦の海には新劍なるへし

何ぞ龍神わか宝といふへきにや 次にそさのおのみこと蛇の尾よ

り取出したる時太神宮にたてまつり給へは天神の仰にわかあまの岩戸にありし時落したりし劍なりとおほす いま又龍神童宮の宝といふ しかれは龍神と天照太神とハ一脉異名か（卷第四十四 地、

地、……？（中略）以後は編著者が不審を書きつけたものである】

（乙）六月十六日に伊勢公卿勅使発遣せらるへきや否又改元あるへきや否

事人々にたつねくたされけるに左大弁兼光卿のいはく 天照太神手

に寶鏡をもち奉授天忍穗耳尊時詔天兒屋命同侍殿内 善為防護者

然則云鏡璽來格之報賽云宝劍可帰之請祈思其元始已在彼社 尤公卿

勅使可被發遣とそ申されける（卷第四十五 会話 國王、会

話 兼光、会話 兼光）

（注）底本の誤りなどには「ママ」の印を付けて、校訂していない

ことを示した。

『源平盛衰記』だけにみられる記事は十五例（三十一箇所）にのぼる。

（甲）①の例、延慶本・覺一本共に大海人皇子を例とする慶秀の「僉議」を

もつものの、天照大神に関する部分は全て欠く。ここでは、大海人皇子が「

天智の譲をえ」といたこと、「翁」のすすめで伊勢神宮に参詣したことが

天照大神の加護を受ける要素となつていると考えられる。とすれば、以仁

王は右二要素を持つていないのでから、該当部のない延慶本、覺一本がむ

しろ本筋から逸脱していないということになるであろう。猶お、「御たく

せん」には「われおうこをくはへて勝ことをえしめ」の言葉もあるので、

（丙）国軍援助 の項にも入れることができる。

祈念し奉る（卷第三十四　会話　墓房）

(丁) その他

①むかし天照太神邪神をにくミ給て天の岩戸にこもらせ給たりしかハ天下ことく閨にして人民かなしひ歎しに御弟の天児屋根尊やよ

諸の神たちをあひかたらひ岩戸の御前にしてさまへ祈申させ給たりければ日本ふたゝひ天下をてらし人民大によろこひけるに天照太神。児屋根尊に仰あはせていはく 我子孫は此國の主として万民をあはれまん（卷第一 地、地）

②我大日本國本是神國也 天照太神子孫永為我國主天児屋根命子孫今佐我朝政 以神事為國務以祭祀為朝政 善神尤可守之國也（卷第三

願文 澄憲）

③はつかしくもたのもしくも覺召也 南無天照太神止八幡宮春日日吉の神明ねかは小松の内府より先たてゝ丸か命をめし給へ（卷第

六 会話 後白河）

④法皇の鳥羽殿に御としをへて打こもらせ給て幽なる御住居御心うき御事をも休めまいらせ給たらハ御至孝までこそ侍らめ 伊勢大神宮も正八幡宮も必御恵をたれさせ給へし 天神地祇も争かすて覺召すへき（卷第十三 会話 賴政）

⑤まめやかの御劍なり 朝家の御守りたるへし 其故ハ太神宮に五の劍あり 當時内裏にまします寶劍は第二の劍是は第三の劍なり（卷

第十六 会話 賴政）

⑥あなたそろしと思なから夢の中にそはなる人に向ていはく 座上の

人ハ誰そ あれこそ天津國の御主伊勢天照太神よ（中略）高野宰相入道成頼此夢の事をき、給て座上の人を天照太神と申けるハさも有なん（卷第十七 会話 そはなる人、会話 成頼）

⑦大日本國開闢の至天照大神の御本地今の大佛尊是なり 天小屋根の尊ハ左面の觀音也（中略）當大伽藍建立以前に聖武天皇行基菩薩を勅使としてひそかに伊勢太神宮に祈請申されしかハ御託宣に実相真如之日輪ハ照長夜之闇本有常住之月輪は拂無明煩惱之雲 我遇難遇之大願 建立聖皇大佛殿故ニト取詮ありき（卷第二十四 地、地）

⑧鳥勅命によつておとりあかり御座の御へりにはしをかけて奏し申さく 我はこれ太神宮より劍の夫者にまいれりとて羽つくろひしてまかり立けるかそのふところより一のたちを御前におとしと、めけり

（卷第四十 会話 鳥）

⑨身のとほしき事を歎てつねに精進潔齋にして太神宮にまうて世にあらん事を祈申す（中略）是をもて一期の活命たよりとなるへしとも覚えざりけるハ我とし比參詣の功によつて靈夢をかんす 神慮にまかせて深山に遊獵すれども身をたすくるハかりこと成へしとも覚えす 太神宮いかにと御はからひあるやらんとをろかにも冥慮を恨奉りける折ふし三子塚といふ所にてあやしきたちをもとめえたり（中略）日本の愚獈一ふりの劍をもとめてはきながら山中の獸をえたり

とまでは言うものの、「天照大神モ吾君ヲコソ守ハク、ミ給ラメ」とは言つていないのである。

宗盛・（時子）の呼びかけは、この戦いがしかるべき資格を持つ天皇を擁しての聖戦であることを訴えて、支持をとりつけることが目的である。

「天照大神モ吾君ヲコソ守ハク、ミ給ラメ」という言葉も、神の加護を期待することによつて「侍共」を励ますためのものに違ひあるまい。

しかし、延慶本が「吾君ヲコソ」という表現をとつてゐるところには、微妙な意味あいも含ませられている。即ち、「二種ノ神器ヲ御身ニ隨ヘテオワシマス」という語句が、これに響いて一層浮き上つてくるというあたりである。ここでは、しかるべき資格を持つ天皇ということが強調されてきているのであるが、そのことは、とりもなおさず、安徳天皇・後鳥羽天皇の正統性争いを明確化させたことに外ならない。

(丙)の例、『源平盛衰記』・覚一本共に該当部を欠く。「兵乱ノ御祈」と書かれているが、勿論、源氏鎮圧の祈願に外ならない。「安藝嚴嶋ヘ奉幣使ヲ立ラル」という語句から既に、朝廷が平家方に立つてゐることはあらわであるが、「大神宮ノ御使」の文はそのことを更にあきらかにするものであろう。

(丁)①の例、『源平盛衰記』・覚一本共に公能の「誘へ」の言葉を載せるもの、そこで天照大神に触れることはない。延慶本は公能の「誘へ」を前世からの縁や「天照大神ノ御計」をもち出させるところにまで至らしめたのである。天照大神を公能が口にしたのは「國母」という語からみて、天皇

の誕生を予想してに違ひない。その意味で、後述の(丁)③に近い。

(丁)④の例、『源平盛衰記』に「地神第五の御苗裔をうけさせおハしまして

人皇億歳の寶祚を踏給へり」とあるのが近い。天皇の祖としての天照大神は

一甲②や一丁④に既に出てきたが、次の(丁)⑤もそうである。

(丁)⑤の例、『源平盛衰記』に崇徳院の同様の思いが記されているが、天照大神には触れない。

(丁)⑥の例、覚一本に「三宮の御めのとなきかなしみ、後悔すれども甲斐ぞなき」とあるが、天照大神に触れない。これは日嗣の決定者としての例である。

(丁)⑦の例、『源平盛衰記』だけにみられる記事

(甲) 国王守護

(イ)君の御せんそと申ハ天照大神也 ほとちかく伊勢國わたらゑのこほりいすゝの河上にあかめられ給て御子孫を守護したてまつらんと御ちかひあり（中略）太神宮の御うしろに大なるいはやあり 君を入れたてまつりて（中略）その、ちおきな来つていはやのとをひらきて君をいたしてまつり太神宮ヘ御ほうせんにて御かくらあり □神明あらはれけんし給て御たくせんあり（卷第十四 会話 翁、

地、 地）

(ロ)國王と申haiまた存なしや かたしけなく天神七代地神五代の御末をつきまし／＼て百王今に盛なり 天照太神正八幡宮以下六十余州の大小の神祇日夜に是を守護し奉り諸寺諸山の顯密の僧侶朝夕に專

延慶本『平家物語』・『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』における天照大神

(二)

橋口晋作

拙稿「延慶本『平家物語』・『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』」において、右三本に出でくる天照大神（「伊勢大神宮」を含めて）を、一三本共にみられる記事、二三本共にではないが、二本では共通している記事と分類して挙げ、考察を加えてきた。従つて、

その続きである本稿においては、三各本それそれにあるだけで、共通しない記事から始めることになる。

A 延慶本『平家物語』（以下、延慶本と略称する）だけにみられる記事

(甲) 国王守護

其上十善帝王三種ノ神器ヲ御身ニ隨ヘテオワシマス 天照大神モ吾君

ヲコソ守ハク、ミ給ラメ（第二末 会話 宗盛・時子）

(注) 天照大神（「伊勢大神宮」をも含めて）の右に、私に○印を付けて目につきやすくした。又、（ ）内に、会話（話者名をその下に記す）・地を区別して記した。

當時近江國ノ凶賊道ヲ塞ク間タ大神宮ノ御使進發ニアタワサリケレハ
暫ク神祇官ニヲサメヲカル（第二末 地）

(丁) その他

①又此御末ニ皇子御誕生アテ君モ天下ノ國母ニテモヤ御坐ム 愚老モ
外祖父ト云ルヘキ家門ノ栄花ニテモヤ候ラム 大方カヤウノ事ハ此

世ツノ事ナラヌ上天照大神ノ御計ニテコソ候ラメ（第一本 会話 公能）

②我君ハ天照大神七十二代太上法皇ノ尊号ニテ御坐候トイヘトモ王法ノ代末ニ成リ清盛又朝家ニ盛也（第一本 会話 静憲法印）

③我受テ天照大神之苗裔ヲ沓天子之位ヲ 祃ク蒙テ大上天皇之尊号ヲト紛陽之居ヲ（第一末 心内語 崇徳院）

④三宮ノ御乳母ハ無本意口惜事ニ思テ泣給ケレトモ無甲斐 帝王ノ御位ナムトハ凡夫ノトカク不可思ムニ 天照大神ノ御計トコソ承ハレ（第四 地）

延慶本だけにみられる記事は右の六例である。

(甲) の例、『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』（以下、覚一本と略称する）

ともに「侍共」への同様の呼びかけ（覚一本は宗盛一人とする）をもたないわけではない。しかし、「十善帝王三種ノ神器ヲ御身ニ隨ヘテオワシマス」